令和６年３月５日

町　議　会　議　案

第　１　回
（定　例）

鹿　追　町

議　案　目　次

議案番号	件名	議決内容
3	鹿追高等学校寄宿舎設置条例の制定について	
4	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
5	鹿追町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	
6	鹿追町定住促進住宅建設奨励に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
7	鹿追町賃貸住宅建設促進事業助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
8	鹿追町民間賃貸住宅家賃助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
9	鹿追町営牧場管理条例の一部を改正する条例の制定について	
10	鹿追町環境保全センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
11	鹿追町企業活性化推進条例の一部を改正する条例の制定について	
12	鹿追町簡易水道事業給水条例等の一部を改正する条例の制定について	
13	令和５年度鹿追町一般会計補正予算（第９号）について	
14	令和５年度鹿追町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）について	
15	令和５年度鹿追町国民健康保険病院事業会計補正予算（第４号）について	
16	令和５年度鹿追町簡易水道特別会計補正予算（第４号）について	
17	令和５年度鹿追町下水道特別会計補正予算（第４号）について	
18	令和５年度鹿追町介護保険特別会計補正予算（第４号）について	
19	令和５年度鹿追町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）について	
20	令和６年度鹿追町一般会計予算について	
21	令和６年度鹿追町国民健康保険特別会計予算について	

22	令和６年度鹿追町国民健康保険病院事業会計予算について	
23	令和６年度鹿追町簡易水道事業会計予算について	
24	令和６年度鹿追町下水道事業会計予算について	
25	令和６年度鹿追町介護保険特別会計予算について	
26	令和６年度鹿追町後期高齢者医療特別会計予算について	
27	公の施設の指定管理者の指定について	
28	第７期鹿追町総合計画「基本構想」の見直しについて	
29	鹿追町道路線の廃止について	
30	鹿追町道路線の認定について	
31	鹿追町道路線の認定について	
同意1	鹿追町固定資産評価審査委員会委員の選任について	

議案第　３　号

鹿追高等学校寄宿舎設置条例の制定について

鹿追高等学校寄宿舎設置条例を次のように制定する。

令和６年３月５日提出

鹿追町長　　喜　井　知　己

鹿追高等学校寄宿舎設置条例

（設置）

第１条　北海道鹿追高等学校（以下「鹿追高校」という。）の生徒で、遠隔地のため通学に困難が生じると認められる生徒に対し宿泊の便宜を供し、もって鹿追町の高等学校教育の充実及び発展に資するため、鹿追高等学校寄宿舎(以下「寄宿舎」という。)を設置する。

（名称及び位置）

第２条　寄宿舎の名称及び位置は、次のとおりとする。

(1) 名称　鹿追高校寄宿舎鹿砦寮
　　位置　鹿追町緑町４丁目２番地

(2) 名称　鹿追高校寄宿舎シェアハウス
　　位置　鹿追町緑町２丁目１番地

（入寮の資格）

第３条　寄宿舎の入寮の資格は、次の各号に定めるところによる。

(1) 鹿追高校に在籍する生徒で町外からの遠距離通学者

(2) その他教育委員会が特に必要と認めた者

（管理運営）

第４条　寄宿舎の管理運営は、教育委員会が行う。

２　入寮生徒の宿泊、食事その他日常生活を行うために必要な関連業務の処理及び指導を行うため、必要な職員を置く。

（入寮の許可）
第５条　寄宿舎に入寮しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。
２　教育委員会は、前項の許可に際し、管理上必要な条件を付することができる。

（使用料）
第６条　寄宿舎の使用料の額は、別表のとおりとする。

（使用料の減免）
第７条　使用料は、町長が必要と認めるときは減免することができる。

（使用料の還付）
第８条　既納の使用料は還付しない。ただし、町長が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

（損害賠償）
第９条　使用者が寄宿舎の建物、附属設備、備付物品等を損傷し、又は滅失したときは、使用者及びその保護者等はその損害を賠償しなければならない。ただし、町長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

（管理運営の委託）
第10条　寄宿舎の管理運営上必要があると認めた場合は、当該業務の全部又は一部を委託することができる。

（委任）
第11条　この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附　則
（施行期日）
第１条　この条例は、令和６年４月１日から施行する。
（準備行為）
第２条　この条例による寄宿舎の使用手続その他この条例を施行するために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。
（鹿追町公共施設条例の一部改正）

第３条　鹿追町公共施設条例（昭和５９年条例第２号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項中第２号を削り、第３号を第２号とし、第４号から第６号までを１号ずつ繰り上げる。

第７条第２項ただし書中「次の各号に掲げる施設で宿泊研修する場合の」を「瓜幕農民研修所の」に、「当該各号」を「別表第３」に改め、同項各号を削る。

別表第１中「

施設	名称	位置	面積	建設年
老人福祉施設	笹川老人寿の家	鹿追町笹川北９線１０番地	１４８．２	５１
	幌内老人会館	鹿追町幌内西２５線１８番地６	５１．２７	平成６
	上幌内高齢者交流館	鹿追町上幌内４線南３番地１７	１０４．８２	９
青少年福祉施設	鹿追町青少年会館	鹿追町緑町４丁目２番地	５５７．２	昭和５１
農民研修施設	瓜幕農民研修所	鹿追町瓜幕西１丁目４３番地	３２３．７	４９

」を

施設	名称	位置	面積	建設年
老人福祉施設	笹川老人寿の家	鹿追町笹川北９線１０番地	１４８．２	５１
	幌内老人会館	鹿追町幌内西２５線１８番地６	５１．２７	平成６
	上幌内高齢者交流館	鹿追町上幌内４線南３番地１７	１０４．８２	９
農民研修施設	瓜幕農民研修所	鹿追町瓜幕西１丁目４３番地	３２３．７	４９

」に改め、

別表第２別記２中「

施設	名称	室名	面積
老人福祉施設	笹川老人寿の家	集会室	７２．８
		老人室	１９．８
		調理室	１１．１
	幌内老人会館	集会室	５１．２７
	上幌内高齢者交流館	集会室	６５．２１
青少年福祉施設	鹿追町青少年会館	第１第２研修室	４８．６

		第３．５．６．７．８．１０．１１．１２.研修室 実習室	２０．２ ５１．８
農民研修施設	瓜幕農民研修所	研修室 宿泊室（第１室～第５室） 実習室 図書室兼食堂	３６．４ １８．２ ２３．４ ２１．０

」を

「

施設	名称	室名	面積
老人福祉施設	笹川老人寿の家	集会室 老人室 調理室	７２．８ １９．８ １１．１
	幌内老人会館	集会室	５１．２７
	上幌内高齢者交流館	集会室	６５．２１
農民研修施設	瓜幕農民研修所	研修室 宿泊室（第１室～第５室） 実習室 図書室兼食堂	３６．４ １８．２ ２３．４ ２１．０

」に改める。

別表第３を削り、別表第４を別表第３とする。

別表（第６条関係）

鹿追高校寄宿舎鹿砦寮・鹿追高校寄宿舎シェアハウス（１室１名）使用料

区分	使用料の額
１月の入寮期間が21日以上の場合	1月につき47,250円
１月の入寮期間が20日以下の場合	1日につき2,250円

備考

１　「1月」とは、月の１日から末日までの期間をいう。

２　入寮生徒が一時退寮している期間は入寮期間に含める。

３　鹿追高校寄宿舎鹿砦寮を１室２名で使用する場合、使用料の額の６割を減じる。ただし、月末又は月の途中で１室１名の使用となった場合は、翌月より１室１名の使用料の額を適用する。

議案第　４　号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和６年３月５日提出

鹿追町長　喜　井　知　己

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和２９年条例第１３号）の一部を次のように改正する。

第１０条の２第１項第１号及び第３号中「６，０００円」を「１２，０００円」に改め、同条第２項第１号ア中「月額２０，０００円」を「月額２３，０００円」に、「６，０００円」を「１２，０００円」に改め、同号イ中「２０，０００円」を「２３，０００円」に、「４，０００円」を「１７，０００円」に、「１４，０００円」を「１１，０００円」に改める。

第１０条の３第２項第３号中「片道１０km以上」の次に「１５km未満」を加え、同項中第４号を第１０号とし、第３号の次に次の６号を加える。

(4)　勤務地までの通勤距離が片道１５km以上２０km未満の職員　　月額　１０，０００円

(5)　勤務地までの通勤距離が片道２０km以上２５km未満の職員　　月額　１２，９００円

(6)　勤務地までの通勤距離が片道２５km以上３０km未満の職員　　月額　１５，８００円

(7)　勤務地までの通勤距離が片道３０km以上３５km未満の職員　　月額　１８，７００円

(8)　勤務地までの通勤距離が片道３５km以上４０km未満の職員　　月額　２１，６００円

(9)　勤務地までの通勤距離が片道４０ｋｍ以上である職員　　月額　２４，２００円

附　則

（施行期日等）

１　この条例は、令和６年４月１日から施行する。

（住居手当に関する経過措置）

２　この条例の施行の際、改正前の条例第１０条の２の規定によりこの条例の施行の日を含む引き続いた期間の住居手当を支給することとされていた職員のうち、改正後の条例第１０条の２の規定による住居手当を支給されない職員及び、同条の規定による住居手当の額が改正前の条例第１０条の２の規定による住居手当の額に達しないこととなる職員の住居手当については、この条例の施行の日から令和７年３月３１日（同日前に別に定める事由が生じた職員にあっては別に定める日）までの間の住居手当については、改正後の条例第１０条の２の規定にかかわらず、なお従前の例による。

議案第　５　号

鹿追町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

鹿追町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和６年３月５日提出

鹿追町長　喜　井　知　己

鹿追町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例

鹿追町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成２６年条例第１２号）の一部を次のように改正する。

第２３条の見出し中「掲示」の次に「等」を加え、同条中「を掲示しなければならない」を「と掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない」に改める。

第５３条第２項第２号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２３条及び第２３条の改正規定は、令和６年４月１日から施行する。

議案第　６　号

鹿追町定住促進住宅建設奨励に関する条例の一部を改正する条例の制定について

鹿追町定住促進住宅建設奨励に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和６年３月５日提出

鹿追町長　喜　井　知　己

鹿追町定住促進住宅建設奨励に関する条例の一部を改正する条例

鹿追町定住促進住宅建設奨励に関する条例（平成１３年条例第１３号）の一部を次のように改正する。

第１条中「中古住宅の購入」の次に「及びリフォーム」を加える。

第２条第９号中「購入価格」の次に「（一体不可分の土地の購入価格を含む）」を加え、同条に次の１号を加える。

(10)　「リフォーム」とは、中古住宅の購入後１年以内に開始される次のいずれかに該当する工事等で、１００万円以上のものをいう。ただし、他の制度により補助等の対象となっている金額を除くものとする。

ア　建物の内外装の改修工事（増築及び耐震改修は含まない）

イ　給湯器、風呂、台所、トイレ及び暖房設備の修繕及び取替え工事

第３条第１項中「住宅の建設等及び住宅改修、中古住宅の購入を行う者」を「住宅の建設等、住宅改修、中古住宅の購入及びリフォームを行う者」に改める。

第４条第４号中「３０万円」を「５０万円」に改め、同条に次の１号を加える。

(5)　リフォームに係る助成は、工事価格の１０パーセント以内とし、５０万円を限度とする。ただし、同一の時期に一体として実施されるリフォームで、他の制度において鹿追町から助成を受ける場合は、その助成額と併

せて５０万円を限度とする。

附則第２項中「令和６年３月３１日」を「令和１０年３月３１日」に改め、同項ただし書中「ただし、」の次に「第４条に規定するリフォームに係る助成は、中古住宅の購入の翌年度まで、」を加える。

附　則

この条例は、令和６年４月１日から施行する。

議案第　７　号

鹿追町賃貸住宅建設促進事業助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

鹿追町賃貸住宅建設促進事業助成に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和６年３月５日提出

鹿追町長　喜　井　知　己

鹿追町賃貸住宅建設促進事業助成に関する条例の一部を改正する条例

鹿追町賃貸住宅建設促進事業助成に関する条例（平成１４年条例第３０号）の一部を次のように改正する。

附則第２項中「令和６年３月３１日」を「令和１０年３月３１日」に改める。

附　則

この条例は、令和６年４月１日から施行する。

議案第　８　号

鹿追町民間賃貸住宅家賃助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

鹿追町民間賃貸住宅家賃助成に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和６年３月５日提出

鹿追町長　喜　井　知　己

鹿追町民間賃貸住宅家賃助成に関する条例の一部を改正する条例

鹿追町民間賃貸住宅家賃助成に関する条例（平成２４年条例第１６号）の一部を次のように改正する。

附則第２項中「令和６年３月３１日」を「令和１０年３月３１日」に改める。

附　則

この条例は、令和６年４月１日から施行する。

議案第　９　号

鹿追町営牧場管理条例の一部を改正する条例の制定について

鹿追町営牧場管理条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和６年３月５日提出

鹿追町長　喜　井　知　己

鹿追町営牧場管理条例の一部を改正する条例

鹿追町営牧場管理条例（昭和４９年条例第１１号）の一部を次のように改正する。

第１０条第２項第１号中「２６４円」を「２９７円」に、「２，６４０円」を「２，９７０円」に改め、同項第２号中「６１６円」を「６４９円」に、「２，６４０円」を「２，９７０円」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和６年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の第１０条の規定は、施行日以後の使用料について適用し、同日以前の使用料については、なお従前の例による。

議案第　１０　号

鹿追町環境保全センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

鹿追町環境保全センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和６年３月５日提出

鹿追町長　喜　井　知　己

鹿追町環境保全センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鹿追町環境保全センターの設置及び管理に関する条例（平成１９年条例第９号）の一部を次のように改正する。

第１０条第１項中「１２，５７０円」を「１２，５７３円」に改める。

別表第１から別表３までを次のように改める。

別表１（第１０条関係）

項目	対象	料金
家畜ふん尿（乳牛）	使用者で飼養頭数の８割相当以上委託する者	利用頭数を成牛換算し１頭当たり　年間１２，５７３円
	使用者で飼養頭数の８割相当未満委託する者	利用頭数を成牛換算し１頭当たり　年間１３，２００円
	上記以外の者	１トン当たり　１，１００円以内で規則で定める額
家畜ふん尿（その他）	使用者で飼養頭数に関係なく	１トン当たり　１，１００円以内で規則で定める額
雑排水	搾乳機器等の洗浄時に排出される排水等	排水量を成牛換算し１頭当たり　年間１２，５７３円
液肥散布	使用者で飼養頭数に関係なく	１トン当たり　１，１００円以内で規則で定める額
浄化槽汚泥	農業集落排水汚泥合併浄化槽汚	１トン当たり　１２，５７３円以

	泥	内で規則で定める額
廃棄物等	使用者以外で町長が認める者	１トン当たり　２２，０００円以内で規則で定める額

別表２（第１１条関係）

項目	料金
液肥（消化液）	１トン当たり　５１７円以内で規則で定める額
液肥（敷料ろ過園芸用）	１０kg当たり　５１７円以内で規則で定める額
堆肥	１トン当たり　５，２４７円以内で規則で定める額

別表３（第１２条関係）

項目	料金
チョウザメ試験飼育施設	１日につき　２，５３０円
さつまいも貯蔵施設	１シーズン(入庫から１年以内の期間をいう。)サンテナ１個当たり　５５０円

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和６年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後に発する納入通知書又は納期に係る使用料について適用し、同日前に発する納入通知書又は納期に係る使用料については、なお従前の例による。

議案第　１１　号

鹿追町企業活性化推進条例の一部を改正する条例の制定について

鹿追町企業活性化推進条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和６年３月５日提出

鹿追町長　喜　井　知　己

鹿追町企業活性化推進条例の一部を改正する条例

鹿追町企業活性化推進条例（令和２年条例第２３号）の一部を次のように改正する。

附則第２項中「令和６年３月３１日」を「令和１０年３月３１日」に改める。
附則第３項中「令和１０年３月３１日」を「令和１４年３月３１日」に改める。

附　則
この条例は、令和６年４月１日から施行する。

議案第　１２　号

鹿追町簡易水道事業給水条例等の一部を改正する条例の制定について

鹿追町簡易水道事業給水条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和６年３月５日提出

鹿追町長　喜　井　知　己

鹿追町簡易水道事業給水条例等の一部を改正する条例

（鹿追町簡易水道事業給水条例の一部改正）

第１条　鹿追町簡易水道事業給水条例（平成１０年条例第１１号）の一部を次のように改正する。

第４条第１項、第３１条第２項及び第３４条第１号中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

（鹿追町布設工事監督者を配置する水道工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例の一部改正）

第２条　鹿追町布設工事監督者を配置する水道工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例（平成２５年条例第７号）の一部を次のように改正する。

第４条第１項第６号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める。

附　則

この条例は、令和６年４月１日から施行する。

議案第　１３　号

令和５年度鹿追町一般会計補正予算（第９号）

令和５年度鹿追町の一般会計補正予算（第９号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ　４０，６４０千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ　８，１３１，３０９千円と定める。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第２条　地方債の変更は、「第２表地方債補正」による。

令和６年３月５日　提出

鹿追町長　喜井知己

（歳　入）

第１表　歳入歳出予算補正

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 地方譲与税		147,000	622	147,622
	3. 森林環境譲与税	4,000	622	4,622
13. 分担金及び負担金		25,956	2,463	28,419
	1. 分担金	22,787	2,463	25,250
14. 使用料及び手数料		631,094	4,667	635,761
	1. 使用料	611,399	4,667	616,066
15. 国庫支出金		794,362	△10,966	783,396
	1. 国庫負担金	150,532	△5,600	144,932
	2. 国庫補助金	607,679	△5,050	602,629
	3. 委託金	36,151	△316	35,835
16. 道支出金		285,419	△1,707	283,712
	1. 道負担金	89,649	10	89,659
	2. 道補助金	182,044	△1,580	180,464
	3. 委託金	13,726	△137	13,589
17. 財産収入		79,010	△8,742	70,268
	1. 財産運用収入	49,946	△2,431	47,515
	2. 財産売払収入	29,064	△6,311	22,753
18. 寄附金		153,610	4,850	158,460
	1. 寄附金	153,610	4,850	158,460
19. 繰入金		697,331	△69,426	627,905
	1. 基金繰入金	693,640	△69,435	624,205
	2. 特別会計繰入金	3,691	9	3,700
20. 繰越金		402,500	57,895	460,395
	1. 繰越金	402,500	57,895	460,395
21. 諸収入		449,016	1,704	450,720
	3. 貸付金元利収入	72,874	5,610	78,484
	5. 雑入	361,071	△3,906	357,165

22.町債		376,259	△22,000	354,259
	1.町債	376,259	△22,000	354,259
歳　入　合　計		8,171,949	△40,640	8,131,309

（歳　出）　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 議会費		57,705	△3,459	54,246
	1. 議会費	57,705	△3,459	54,246
2. 総務費		2,469,053	△46,902	2,422,151
	1. 総務管理費	2,426,578	△37,282	2,389,296
	2. 徴税費	7,129	1,247	8,376
	3. 戸籍住民登録費	9,648	3,232	12,880
	4. 選挙費	22,184	△13,867	8,317
	6. 監査委員費	3,377	△232	3,145
3. 民生費		634,478	5,819	640,297
	1. 社会福祉費	489,650	7,530	497,180
	2. 児童福祉費	144,628	△1,711	142,917
4. 衛生費		516,978	△29,041	487,937
	1. 保健衛生費	428,075	△30,745	397,330
	2. 清掃費	88,903	1,704	90,607
5. 農林費		1,460,374	154	1,460,528
	1. 農業費	1,442,983	△56	1,442,927
	2. 林業費	17,391	210	17,601
6. 商工費		255,575	△7,197	248,378
	1. 商工費	255,575	△7,197	248,378
7. 土木費		385,227	24,880	410,107
	1. 道路橋りょう費	242,971	27,139	270,110
	2. 河川費	50,022	△1,638	48,384
	4. 住宅費	48,662	△621	48,041
8. 消防費		286,247	△644	285,603
	1. 消防費	286,247	△644	285,603
9. 教育費		641,201	△27,769	613,432
	1. 教育総務費	290,649	△19,201	271,448

	2. 小学校費	164,718	△3,324	161,394
	3. 中学校費	38,789	△1,703	37,086
	4. 社会教育費	92,281	△1,257	91,024
	5. 保健体育費	54,764	△2,284	52,480
10. 公債費		882,420	△1,631	880,789
	1. 公債費	882,420	△1,631	880,789
11. 諸支出金		566,595	40,150	606,745
	1. 基金費	566,595	40,150	606,745
13. 予備費		16,000	5,000	21,000
	1. 予備費	16,000	5,000	21,000
歳　出　合　計		8,171,949	△40,640	8,131,309

第　2　表

地　方　債　補　正

（変　更）

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
過疎対策事業	千円以内 212,700	普通貸借又は証券発行	2.0%以内（ただし金利見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び金融機関等について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率）	政府資金、地方公共団体金融機構資金及び金融機関等の融資条件による。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。	千円以内 203,100	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ
緊急防災・減災事業	126,000	同上	同上	同上	115,800	同上	同上	同上
脱炭素化推進事業	4,200	同上	同上	同上	4,000	同上	同上	同上
緊急浚渫推進事業	15,000	同上	同上	同上	13,000	同上	同上	同上

１．総　括

（歳　入）

歳入歳出補正予算事項別明細書

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計
2.地方譲与税	147,000	622	147,622
13.分担金及び負担金	25,956	2,463	28,419
14.使用料及び手数料	631,094	4,667	635,761
15.国庫支出金	794,362	△10,966	783,396
16.道支出金	285,419	△1,707	283,712
17.財産収入	79,010	△8,742	70,268
18.寄附金	153,610	4,850	158,460
19.繰入金	697,331	△69,426	627,905
20.繰越金	402,500	57,895	460,395
21.諸収入	449,016	1,704	450,720
22.町債	376,259	△22,000	354,259
歳　入　合　計	8,171,949	△40,640	8,131,309

（歳　出）　　（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
1. 議会費	57,705	△3,459	54,246				△3,459
2. 総務費	2,469,053	△46,902	2,422,151	944	△24,600	△846	△22,400
3. 民生費	634,478	5,819	640,297	△1,156	△2,500	258	9,217
4. 衛生費	516,978	△29,041	487,937	△6,396	△5,000	△500	△17,145
5. 農林費	1,460,374	154	1,460,528	△612		△23,630	24,396
6. 商工費	255,575	△7,197	248,378	△16	△200	1,648	△8,629
7. 土木費	385,227	24,880	410,107	△289	△2,000	517	26,652
8. 消防費	286,247	△644	285,603		△300		△344
9. 教育費	641,201	△27,769	613,432	△5,148	12,600	△12,228	△22,993
10. 公債費	882,420	△1,631	880,789			△56,448	54,817
11. 諸支出金	566,595	40,150	606,745			26,745	13,405
13. 予備費	16,000	5,000	21,000				5,000
歳　出　合　計	8,171,949	△40,640	8,131,309	△12,673	△22,000	△64,484	58,517

２．歳　入　　（単位：千円）

款　項　目	補正前の額	補　正　額	計	節 区　分	節 金　額	説　　明
款 2.　地方譲与税	147,000	622	147,622			
項 3.　森林環境譲与税	4,000	622	4,622			
目 1.　森林環境譲与税	4,000	622	4,622			
				1. 森林環境譲与税	622	森林環境譲与税　622
款13.　分担金及び負担金	25,956	2,463	28,419			
項 1.　分担金	22,787	2,463	25,250			
目 1.　農林費分担金	22,787	2,463	25,250			
				1. 農業費分担金	2,463	道営農業農村整備事業分担金　2,463
款14.　使用料及び手数料	631,094	4,667	635,761			
項 1.　使用料	611,399	4,667	616,066			
目 2.　民生使用料	2,527	261	2,788			
				1. 児童福祉使用料	261	学童保育所保育料　261
目 4.　農林使用料	529,300	4,931	534,231			
				1. 農業使用料	4,931	牧場使用料　2,818 畑かん用水道使用料　△805 バイオガスプラント使用料　2,918

目 5. 商工使用料	6,677	1,703	8,380			
				1. 商工使用料	1,703	然別湖遊漁使用料 1,389
						然別湖遊漁用ボート使用料 350
						鹿追自然ランド施設使用料 △95
						勤労者会館使用料 59
目 7. 教育使用料	12,205	△ 2,228	9,977			
				1. 教育総務使用料	△ 2,263	青少年会館（鹿追高校寄宿舎）使用料 △2,263
				2. 社会教育使用料	35	ピュアモルトクラブハウス使用料 35
款15. 国庫支出金	794,362	△ 10,966	783,396			
項 1. 国庫負担金	150,532	△ 5,600	144,932			
目 1. 民生費国庫負担金	143,538	△ 154	143,384			
				1. 社会福祉費負担金	145	介護保険低所得者保険料軽減負担金 161
						重層的支援体制整備事業交付金 △16
				2. 児童福祉費負担金	△ 299	児童手当負担金 △299
目 2. 衛生費国庫負担金	6,994	△ 5,446	1,548			
				1. 保健衛生費負担金	△ 5,446	新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金 △5,446
項 2. 国庫補助金	607,679	△ 5,050	602,629			

（単位：千円）

款　項　目	補正前の額	補　正　額	計	節 区　分	節 金　額	説　　明
目 1.　総務費国庫補助金	345,288	△ 897	344,391			
				1. 総務管理費補助金	△ 4,130	地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業） △594 総務管理費補助金 △3,536 マイナンバーカード交付事務費補助金
				2. 戸籍住民登録費補助金	3,233	戸籍住民登録費補助金 3,233 社会保障・税番号制度システム整備費補助金
目 2.　民生費国庫補助金	38,617	1,884	40,501			
				2. 児童福祉費補助金	1,884	児童福祉費補助金 1,884 児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金
目 3.　衛生費国庫補助金	73,318	△ 935	72,383			
				1. 保健衛生費補助金	△ 935	特定防衛施設周辺整備調整交付金 500 鹿追町葬斎場火葬炉設備修繕事業 保健衛生費補助金 △1,435 新型ｺﾛﾅｳｲﾙｽﾜｸﾁﾝ接種体制確保事業費補助金
目 4.　土木費国庫補助金	78,054	△ 289	77,765			
				2. 住宅費補助金	△ 289	社会資本整備総合交付金 △289

						公営住宅長寿命化修繕事業外
目 5. 教育費国庫補助金	38,620	△ 4,813	33,807			
				1. 教育総務費補助金	△ 445	地方創生推進交付金 △445
						鹿追高等学校協力会補助事業外
				2. 小学校費補助金	△ 4,066	防音事業関連維持費補助金 164
						特定防衛施設周辺整備調整交付金 △500
						各小学校児童用備品整備事業
						学校施設環境改善交付金 △2,425
						教育支援体制整備事業費補助金 △17
						小学校費補助金 △1,288
						学校保健特別対策事業費補助金(△643)
						新型ｺﾛﾅｳｲﾙｽ感染症対応地方創生臨時交付金(△645)
				3. 中学校費補助金	△ 302	防音事業関連維持費補助金 103
						中学校費補助金 △405
						学校保健特別対策事業費補助金(△203)
						新型ｺﾛﾅｳｲﾙｽ感染症対応地方創生臨時交付金(△202)
項 3. 委託金	36,151	△ 316	35,835			

（単位：千円）

款　項　目	補正前の額	補　正　額	計	節 区　分	節 金　額	説　　明
目 4.　教育費委託金	1,879	△ 316	1,563			
				1. 教育総務費委託金	△ 316	教育総務費委託金 △316 学校における医療的ｹｱ実施体制充実事業委託金
款16.　道支出金	285,419	△ 1,707	283,712			
項 1.　道負担金	89,649	10	89,659			
目 1.　民生費道負担金	89,590	10	89,600			
				1. 社会福祉費負担金	72	介護保険低所得者保険料軽減負担金 76 重層的支援体制整備事業交付金 △4
				2. 児童福祉費負担金	△ 62	児童手当負担金 △62
項 2.　道補助金	182,044	△ 1,580	180,464			
目 2.　民生費道補助金	29,488	△ 1,012	28,476			
				1. 社会福祉費補助金	△ 1,012	老人クラブ運営事業補助金 △133 権利擁護人材育成事業費補助金 △879
目 4.　農林費道補助金	138,811	△ 549	138,262			
				1. 農業費補助金	△ 549	農業経営高度化支援事業補助金 2,371 次世代農業促進生産基盤整備特別対策事業補助金 580

						経営継承・発展支援事業補助金 △3,500
目 6. 教育費道補助金	94	△ 19	75			
				1. 小学校費補助金	△ 22	特別支援教育就学奨励費補助金 △22
				2. 中学校費補助金	3	特別支援教育就学奨励費補助金 3
項 3. 委託金	13,726	△ 137	13,589			
目 1. 総務費委託金	12,521	△ 110	12,411			
				1. 総務管理費委託金	△ 110	道権限移譲事務委託金 △110
目 2. 農林費委託金	1,000	△ 27	973			
				1. 農業費委託金	△ 27	道営農業農村整備事業監督等補助業務委託金 △27
款17. 財産収入	79,010	△ 8,742	70,268			
項 1. 財産運用収入	49,946	△ 2,431	47,515			
目 1. 財産貸付収入	49,605	△ 2,172	47,433			
				1. 土地建物貸付収入	△ 2,172	貸家料　教員住宅 △2,172
目 2. 利子及び配当金	341	△ 259	82			
				1. 利子及び配当金	△ 259	財政調整基金利子 △45 減債基金利子 △81 町づくり基金利子 △18

（単位：千円）

款　項　目	補正前の額	補　正　額	計	節 区　分	節 金　額	説　　明
						地域福祉基金利子 △3
						農業振興基金利子 △6
						酪農振興基金利子 △3
						商工業振興基金利子 △5
						修学基金利子 △2
						神田日勝記念美術館事業基金利子 △2
						青少年人材育成事業基金利子 △3
						福原治平青少年育成事業基金利子 △6
						スポーツ振興基金利子 △1
						環境保全センター基金利子 △53
						鹿追町ふるさと寄附金基金利子 △15
						鹿追高等学校支援基金利子 △16
項 2. 財産売払収入	29,064	△ 6,311	22,753			
目 1. 不動産売払収入	18,124	△ 6,464	11,660			
				1. 立木売払収入	△ 6,464	素材売払収入 △6,464
目 2. 物品売払収入	10,940	153	11,093			

				1. 物品売払収入	517	鉄くず売払収入 517
				4. 水産物売払収入	△ 364	水産物売払収入 △364
款18. 寄附金	153,610	4,850	158,460			
項 1. 寄附金	153,610	4,850	158,460			
目 1. 一般寄附金	151,000	3,500	154,500			
				1. 一般寄附金	3,500	企業版ふるさと納税寄附金 3,500
目 2. 総務費寄附金	800	350	1,150			
				1. 総務管理費寄附金	350	総務管理費寄附金 350
目 3. 民生費寄附金	500	1,000	1,500			
				1. 社会福祉費寄附金	1,000	社会福祉費寄附金 1,000
款19. 繰入金	697,331	△ 69,426	627,905			
項 1. 基金繰入金	693,640	△ 69,435	624,205			
目 1. 減債基金繰入金	350,000	△ 50,000	300,000			
				1. 減債基金繰入金	△ 50,000	減債基金繰入金 △50,000
目 2. 町づくり基金繰入金	38,000	△ 8,641	29,359			
				1. 町づくり基金繰入金	△ 8,641	町づくり基金繰入金 △8,641
目 4. 農業振興基金繰入金	3,113	△ 33	3,080			

（単位：千円）

款　項　目	補正前の額	補　正　額	計	節 区　分	節 金　額	説　　明
				1. 農業振興基金繰入金	△ 33	農業振興基金繰入金 △33
目 5. 環境保全センター基金繰入金	63,376	△ 1,925	61,451			
				1. 環境保全センター基金繰入金	△ 1,925	環境保全センター基金繰入金 △1,925
目 6. 林業振興基金繰入金	330	22	352			
				1. 林業振興基金繰入金	22	林業振興基金繰入金 22
目 8. 鹿追町緊急事業資金に係る特別利子等補給事業基金繰入金	2,559	341	2,900			
				1. 鹿追町緊急事業資金に係る特別利子等補給事業基金繰入金	341	鹿追町緊急事業資金に係る特別利子等補給事業基金繰入金 341
目 9. 鹿追町ふるさと寄附金基金繰入金	129,512	△ 1,500	128,012			
				1. 鹿追町ふるさと寄附金基金繰入金	△ 1,500	鹿追町ふるさと寄附金基金繰入金 △1,500
目10. 修学基金繰入金	31,237	△ 7,699	23,538			
				1. 修学基金繰入金	△ 7,699	修学基金繰入金 △7,699
項 2. 特別会計繰入金	3,691	9	3,700			
目 1. 介護保険特別会計繰入金	3,691	9	3,700			
				1. 介護保険特別会計繰入金	9	介護保険特別会計繰入金 9
款20. 繰越金	402,500	57,895	460,395			
項 1. 繰越金	402,500	57,895	460,395			

目 1. 繰越金	402,500	57,895	460,395			
				1. 前年度繰越金	57,895	前年度繰越金 57,895
款21. 諸収入	449,016	1,704	450,720			
項 3. 貸付金元利収入	72,874	5,610	78,484			
目 1. 貸付金元利収入	72,874	5,610	78,484			
				1. 貸付金元利収入	5,610	修学資金貸付金償還金 5,610
項 5. 雑入	361,071	△ 3,906	357,165			
目 1. 雑入	361,071	△ 3,906	357,165			
				1. 雑入	△ 3,906	北海道市町村振興協会交付金 △83
						中鹿追バイオガスプラント売電収入 △1,238
						瓜幕バイオガスプラント売電収入 14,614
						国設野営場利用料 △27
						鹿追高校カナダ短期留学事業負担金 △40
						ピュアモルトクラブハウス短期滞在者シーツクリーニング料 11
						脱炭素社会構築に向けた再エネ等由来水素活用推進事業補助金 △17,283
						鹿追高校みらい留学サポート負担金 △1,260
						その他雑入 1,400

（単位：千円）

款　項　目	補正前の額	補　正　額	計	節 区　分	節 金　額	説　　明
款22.　町債	376,259	△ 22,000	354,259			
項 1.　町債	376,259	△ 22,000	354,259			
目 1.　総務債	195,200	△ 23,100	172,100			
				1. 総務管理債	△ 23,100	定住促進住宅建設・民間賃貸住宅家賃助成事業　△5,500 国際交流推進事業　1,500 ジオパーク推進事業　△1,000 廃屋解体撤去補助事業　△1,500 総務管理債　△16,600 庁舎ｴﾚﾍﾞｰﾀｰ外整備事業（△6,600） 庁舎ｴｱｺﾝ整備事業（△3,600） 公用車整備事業（△200） 防災行政無線放送施設整備事業（△4,800） 総合ｽﾎﾟｰﾂｾﾝﾀｰLED化改修事業（△1,400）
目 2.　民生債	14,500	△ 2,500	12,000			
				1. 児童福祉債	△ 2,500	子ども医療費外助成事業　△2,500
目 3.　衛生債	17,000	△ 5,000	12,000			
				1. 保健衛生債	△ 5,000	健康診断による予防事業　△5,000
目 4.　商工債	7,000	△ 200	6,800			

				1. 商工債	△ 200	観光振興事業 △200 観光振興事業(△3,200) 鹿追町民花火大会補助事業(3,000)
目 5. 土木債	29,000	△ 2,000	27,000			
				2. 河川債	△ 2,000	河川債 △2,000 鹿追町緊急浚渫推進事業
目 6. 教育債	42,100	11,100	53,200			
				1. 小学校債	△ 400	小学校債 △400 鹿追小学校体育館特定天井外改修事業
				2. 教育総務債	11,500	鹿追高等学校通学支援事業 10,000 鹿追高等学校女子寮管理事業 1,500
目 8. 消防債	53,100	△ 300	52,800			
				1. 消防債	△ 300	消防債 △300 水槽付消防ポンプ車整備事業

３．歳　出

（単位：千円）

款　項　目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国道支出金	地方債	その他	一般財源	節 区　分	金　額	説　明
款 1. 議会費	57,705	△ 3,459	54,246				△ 3,459			
項 1. 議会費	57,705	△ 3,459	54,246				△ 3,459			
目 1. 議会費	57,705	△ 3,459	54,246				△ 3,459			
								1. 報酬	△ 104	議員報酬 △68 第三者審議会委員報酬 △36
								3. 職員手当等	△ 1,262	議員期末手当 △1,262
								8. 旅費	△ 1,028	費用弁償 △924 普通旅費 △104
								9. 交際費	△ 88	交際費 △88
								13. 使用料及び賃借料	△ 81	有料道路通行料 △71 有料駐車場使用料 △10
								18. 負担金補助及び交付金	△ 896	全国市町村議会　基地協議会負担金 △1 政務活動費 △895
款 2. 総務費	2,469,053	△ 46,902	2,422,151	944	△ 24,600	△ 846	△ 22,400			
項 1. 総務管理費	2,426,578	△ 37,282	2,389,296	△ 2,356	△ 24,600	△ 846	△ 9,480			
目 1. 一般管理費	1,802,162	△ 25,272	1,776,890	△ 1,986	△ 10,200	△ 2,163	△ 10,923			

								3. 職員手当等	△ 1,138	職員諸手当 △1,082 会計年度任用職員諸手当 △56
								4. 共済費	△ 14,000	退職手当組合負担金 △14,000
								7. 報償費	△ 1,323	記念品費 △1,323
								11. 役務費	△ 715	郵便料・運送料 △645 チラシ折込料 △70
								12. 委託料	△ 300	調査・設計・監理委託料 △300 庁舎エアコン整備実施設計業務委託料
								13. 使用料及び賃借料	△ 558	自動車・機械等借上料 300 複写機借上料 △858
								14. 工事請負費	△ 7,238	単独事業 △7,238 庁舎エレベーター設置外工事
								18. 負担金補助及び交付金	△ 1,000	地域活性化起業人派遣企業負担金 △1,000
								25. 寄附金	1,000	災害義捐金 1,000
目 2. 文書広報費	10,060	△ 1,000	9,060				△ 1,000			
								18. 負担金補助及び交付金	△ 1,000	鹿追町地域のつながり活動助成金 △1,000
目 4. 支所費	27,790	180	27,970	228			△ 48			

（単位：千円）

款　項　目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国道支出金	地方債	その他	一般財源	節 区分	金額	説明	
								10. 需用費	180	燃料費	180
目 6. 企画振興費	66,437	△ 8,159	58,278	△ 4	△ 5,500	△ 83	△ 2,572				
								1. 報酬	△ 2,910	総合計画審議委員報酬	△210
										会計年度任用職員報酬	△2,700
								3. 職員手当等	△ 790	会計年度任用職員諸手当	△790
								7. 報償費	△ 101	講師等謝礼	△101
								8. 旅費	△ 308	費用弁償	△208
										普通旅費	△100
								12. 委託料	△ 313	その他委託料	△313
								18. 負担金補助及び交付金	△ 3,737	定住促進住宅建設奨励金	△3,737
目 7. 交通安全推進費	3,619	△ 46	3,573				△ 46				
								8. 旅費	△ 16	普通旅費	△16
								18. 負担金補助及び交付金	△ 30	北海道交通安全推進委員会会費	△30
目10. 公害防災費	14,516	△ 120	14,396		△ 6,300		6,180				
								1. 報酬	△ 66	安全で住みよい町づくり推進協議会委員報酬	△66
								8. 旅費	△ 14	費用弁償	△14

								18. 負担金補助及び交付金	△ 40	耐震改修促進事業補助金 △40
目11. 車両管理費	27,802	0	27,802		△ 200	1,400	△ 1,200			財源内訳補正
目12. 財政管理費	2,805	△ 1,422	1,383				△ 1,422			
								1. 報酬	△ 1,422	会計年度任用職員報酬 △1,422
目14. ジオパーク事業費	8,887	△ 255	8,632		△ 1,000		745			
								8. 旅費	△ 190	費用弁償 △88 普通旅費 △102
								11. 役務費	△ 14	チラシ折込料 △14
								13. 使用料及び賃借料	△ 15	土地借上料 △15
								14. 工事請負費	△ 36	単独事業 △36 林道門扉設置工事
目17. ゼロカーボン推進費	142,777	△ 1,188	141,589	△ 594	△ 1,400		806			
								12. 委託料	△ 110	調査・設計・監理委託料 △110 総合ｽﾎﾟｰﾂｾﾝﾀｰLED化改修実施設計業務委託料
								14. 工事請負費	△ 1,078	補助事業 △1,078 総合ｽﾎﾟｰﾂｾﾝﾀｰLED化改修工事
項 2. 徴税費	7,129	1,247	8,376				1,247			

（単位：千円）

款　項　目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国道支出金	地方債	その他	一般財源	節 区分	金額	説明
目 1. 賦課徴収費	7,129	1,247	8,376				1,247			
								18. 負担金補助及び交付金	1,247	北海道自治体情報システム協議会負担金 1,247
項 3. 戸籍住民登録費	9,648	3,232	12,880	3,300			△ 68			
目 1. 戸籍住民登録費	9,648	3,232	12,880	3,300			△ 68			
								18. 負担金補助及び交付金	3,232	北海道町村会負担金（電算関係） 3,232
項 4. 選挙費	22,184	△ 13,867	8,317				△ 13,867			
目 1. 選挙管理委員会費	527	△ 222	305				△ 222			
								1. 報酬	△ 88	選挙管理委員会委員報酬 △88
								8. 旅費	△ 95	費用弁償 △78 普通旅費 △17
								10. 需用費	△ 39	食糧費 △39
目 2. 知事・道議選挙費	5,121	△ 457	4,664				△ 457			
								1. 報酬	△ 22	開票立会人報酬 △22
								3. 職員手当等	△ 373	職員諸手当 △350 会計年度任用職員諸手当 △23
								8. 旅費	△ 10	費用弁償 △10

								10. 需用費	△ 52	食糧費 △52
目 3. 町長・町議選挙費	16,536	△ 13,188	3,348				△ 13,188			
								1. 報酬	△ 615	選挙管理委員会委員報酬 △50 投票所の投票管理者報酬 △120 期日前投票所の投票管理者報酬 △48 投票所の立会人報酬 △216 期日前投票所の立会人報酬 △116 開票立会人報酬 △65
								3. 職員手当等	△ 4,104	職員諸手当 △4,092 会計年度任用職員諸手当 △12
								7. 報償費	△ 43	記念品費 △22 その他報償費 △21
								8. 旅費	△ 90	費用弁償 △90
								10. 需用費	△ 626	消耗品費 △108 食糧費 △292 印刷製本費 △226
								11. 役務費	△ 724	郵便料・運送料 △426

（単位：千円）

款　項　目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国道支出金	地方債	その他	一般財源	節 区分	金額	説明
										インターネット・専用回線料 △9
										チラシ折込料 △7
										その他役務費 △282
								18. 負担金補助及び交付金	△ 6,986	負担金補助及び交付金 △6,986
項 6. 監査委員費	3,377	△ 232	3,145				△ 232			
目 1. 監査委員費	3,377	△ 232	3,145				△ 232			
								1. 報酬	△ 103	監査委員会委員報酬 △103
								8. 旅費	△ 129	費用弁償 △112
										普通旅費 △17
款 3. 民生費	634,478	5,819	640,297	△ 1,156	△ 2,500	258	9,217			
項 1. 社会福祉費	489,650	7,530	497,180	△ 795	△ 2,500	△ 3	10,828			
目 1. 社会福祉総務費	72,368	7,788	80,156				7,788			
								19. 扶助費	△ 212	死亡弔慰金 100
										福祉灯油費 △312
								27. 繰出金	8,000	国民健康保険特別会計繰出金 8,000
目 3. 北海道医療給付事業費	40,491	0	40,491		△ 2,500		2,500			財源内訳補正

目 4. 老人福祉費	21,885	△ 2,609	19,276	△ 1,012			△ 1,597			
								12. 委託料	△ 2,609	寿勤労会委託料 △2,000 成年後見支援センター運営業務委託料 △609
目 5. 老人福祉施設費	3,776	△ 308	3,468				△ 308			
								10. 需用費	△ 308	修繕料 △308
目 6. 在宅福祉費	102,180	2,659	104,839	217		△ 3	2,445			
								27. 繰出金	2,659	介護保険特別会計繰出金 2,659
項 2. 児童福祉費	144,628	△ 1,711	142,917	△ 361		261	△ 1,611			
目 1. 児童福祉施設費	15,046	△ 580	14,466			261	△ 841			
								1. 報酬	△ 400	会計年度任用職員報酬 △400
								7. 報償費	△ 40	講師等謝礼 △40
								12. 委託料	△ 140	学童保育所医療的ケア児支援業務委託料 △140
目 2. 児童措置費	62,143	△ 497	61,646	△ 361			△ 136			
								8. 旅費	△ 77	普通旅費 △77
								19. 扶助費	△ 420	児童手当 △420
目 3. こども園費	67,439	△ 634	66,805				△ 634			
								3. 職員手当等	△ 1,000	会計年度任用職員諸手当 △1,000

（単位：千円）

款　項　目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国道支出金	地方債	その他	一般財源	節 区分	金額	説明
								22. 償還金利子及び割引料	366	返還金 366
款 4. 衛生費	516,978	△ 29,041	487,937	△ 6,396	△ 5,000	△ 500	△ 17,145			
項 1. 保健衛生費	428,075	△ 30,745	397,330	△ 6,381	△ 5,000	△ 500	△ 18,864			
目 1. 保健衛生総務費	270,352	△ 20,057	250,295				△ 20,057			
								18. 負担金補助及び交付金	△ 20,057	町立病院運営費補助金 △20,000
										十勝圏複合事務組合高等看護学院負担金 △57
目 2. 予防費	54,204	△ 6,881	47,323	△ 6,881	△ 5,000		5,000			
								1. 報酬	△ 1,136	会計年度任用職員報酬 △1,136
								4. 共済費	△ 101	社会保険料 △101
								12. 委託料	△ 5,446	新型コロナウイルスワクチン接種委託料 △5,446
								13. 使用料及び賃借料	△ 198	複写機借上料 △198
目 3. 保健指導費	24,422	△ 3,333	21,089			△ 500	△ 2,833			
								1. 報酬	△ 1,646	会計年度任用職員報酬 △1,646
								3. 職員手当等	△ 353	会計年度任用職員諸手当 △353
								12. 委託料	△ 450	妊婦一般健康診査委託料 △450
								17. 備品購入費	△ 84	その他備品購入費 △84

										ｽﾎﾟｯﾄﾋﾞｼﾞｮﾝｽｸﾘｰﾅｰ購入費外
								19. 扶助費	△ 800	妊婦一般健康診査等受診費 △800
目 4. トリムセンター費	48,427	220	48,647				220			
								10. 需用費	220	修繕料 220
目 5. 環境衛生費	22,278	△ 744	21,534	500			△ 1,244			
								8. 旅費	△ 35	普通旅費 △35
								10. 需用費	△ 709	修繕料 △709
目 6. へき地保健対策費	8,392	50	8,442				50			
								10. 需用費	50	燃料費 50
項 2. 清掃費	88,903	1,704	90,607	△ 15			1,719			
目 1. 清掃総務費	88,903	1,704	90,607	△ 15			1,719			
								8. 旅費	△ 16	普通旅費 △16
								10. 需用費	275	消耗品費 85 燃料費 30 修繕料 160
								12. 委託料	948	一般廃棄物収集運搬委託料 948
								18. 負担金補助及び交付金	497	十勝圏複合事務組合負担金 497

（単位：千円）

款　項　目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国道支出金	地方債	その他	一般財源	節 区　分	金　額	説　明
款 5. 農林費	1,460,374	154	1,460,528	△ 612		△ 23,630	24,396			
項 1. 農業費	1,442,983	△ 56	1,442,927	△ 577		△ 23,636	24,157			
目 1. 農業委員会費	11,032	△ 178	10,854				△ 178			
								1. 報酬	△ 168	農業委員会委員報酬 △168
								7. 報償費	△ 10	記念品費 △10
目 2. 農業振興費	39,174	△ 5,465	33,709	△ 3,501			△ 1,964			
								18. 負担金補助及び交付金	△ 5,465	経営継承・発展支援事業補助金 △5,465
目 3. 農業開発研究費	11,113	553	11,666				553			
								10. 需用費	580	燃料費 580
								11. 役務費	△ 27	その他手数料 △27
目 4. 畜産業費	408,372	1,477	409,849			2,818	△ 1,341			
								1. 報酬	△ 552	会計年度任用職員報酬 △552
								3. 職員手当等	△ 369	会計年度任用職員諸手当 △369
								8. 旅費	△ 24	普通旅費 △24
								12. 委託料	2,818	町営牧場指定管理委託料 2,818
								17. 備品購入費	△ 396	車両購入費 △396

										町営牧場用ホイールローダー購入費
目 5. 環境保全センター費	462,926	△ 27,565	435,361			△ 28,079	514			
								12. 委託料	△ 25,923	しかおい水素ファーム管理業務委託料 △25,923
								17. 備品購入費	△ 1,922	車両購入費 △1,922 環境保全ｾﾝﾀｰ瓜幕施設用ホイールローダー購入費
								18. 負担金補助及び交付金	280	中鹿追バイオガスプラント利用者助成金 431 瓜幕バイオガスプラント利用者助成金 △151
目 7. 農業用水事業費	337,542	21,025	358,567			△ 805	21,830			
								3. 職員手当等	26	職員諸手当 26
								4. 共済費	49	共済組合負担金（市町村職員共済） 13 退職手当組合負担金 36
								10. 需用費	△ 3,130	光熱水費 △3,130
								11. 役務費	△ 438	電話料（固定電話） △160 その他役務費 △278
								12. 委託料	△ 65	公共施設管理委託料 △65
								13. 使用料及び賃借料	△ 50	自動車・機械等借上料 △50
								14. 工事請負費	△ 1,210	単独事業 △1,210

（単位：千円）

款　項　目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国道支出金	地方債	その他	一般財源	節 区　分	金　額	説　明
										畑かん用水施設次亜塩素注入装置更新工事外
								27. 繰出金	25,843	簡易水道特別会計繰出金 15,454 下水道特別会計繰出金 10,389
目 8. 土地改良事業費	168,230	10,220	178,450	2,924		2,430	4,866			
								10. 需用費	△ 33	修繕料 △33
								13. 使用料及び賃借料	△ 22	土地借上料 △22
								18. 負担金補助及び交付金	10,275	北海道土地改良事業団体連合会負担金 △180 道営土地改良事業負担金 10,455 東瓜幕地区担い手畑総事業（△4,675） 美蔓高台地区担い手畑総事業（15,130）
目 9. 産業後継者対策費	3,338	△ 123	3,215				△ 123			
								3. 職員手当等	△ 123	会計年度任用職員諸手当 △123
項 2. 林業費	17,391	210	17,601	△ 35		6	239			
目 1. 林業振興費	17,391	210	17,601	△ 35		6	239			
								7. 報償費	332	有害鳥獣駆除報償費 332
								12. 委託料	△ 94	調査・設計・監理委託料 △94

								13. 使用料及び賃借料	△ 16	自動車・機械等借上料 △16
								18. 負担金補助及び交付金	△ 12	森林作業員就業条件整備事業負担金 △12
款 6. 商工費	255,575	△ 7,197	248,378	△ 16	△ 200	1,648	△ 8,629			
項 1. 商工費	255,575	△ 7,197	248,378	△ 16	△ 200	1,648	△ 8,629			
目 1. 商工業振興費	115,765	△ 2,956	112,809	△ 16		336	△ 3,276			
								1. 報酬	△ 764	会計年度任用職員報酬 △764
								3. 職員手当等	△ 331	会計年度任用職員諸手当 △331
								7. 報償費	△ 11	記念品費 △11
								11. 役務費	△ 30	総合賠償保険料 △30
								13. 使用料及び賃借料	△ 11	自動車・機械等借上料 △11
								18. 負担金補助及び交付金	△ 1,809	鹿追そばまつり実行委員会補助金 △700 鹿追町店舗等修繕補助金 △1,000 鹿追町中小企業事業資金特別利子等補給金 △109
目 2. 観光費	115,607	△ 3,466	112,141		△ 200	△ 122	△ 3,144			
								1. 報酬	△ 1,494	会計年度任用職員報酬 △1,494
								3. 職員手当等	△ 350	会計年度任用職員諸手当 △350
								8. 旅費	△ 98	普通旅費 △98

（単位：千円）

款　項　目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国道支出金	地方債	その他	一般財源	節 区分	金額	説明
								11. 役務費	△ 1,285	広告料 △1,285
								18. 負担金補助及び交付金	△ 239	ＪＡＦ情報発信システム負担金 △4 その他負担金補助及び交付金 △235
目 4. 魚族資源保護対策費	15,701	△ 225	15,476			1,375	△ 1,600			
								11. 役務費	△ 137	検査手数料 △27 その他手数料 △110
								17. 備品購入費	△ 58	その他備品購入費 △58
								18. 負担金補助及び交付金	△ 30	北海道内水面漁業組合連合会負担金 △30
目 5. 労働諸費	7,439	△ 550	6,889			59	△ 609			
								18. 負担金補助及び交付金	△ 550	勤労者福祉向上対策事業補助金 △550
款 7. 土木費	385,227	24,880	410,107	△ 289	△ 2,000	517	26,652			
項 1. 道路橋りょう費	242,971	27,139	270,110			517	26,622			
目 1. 道路維持費	94,243	27,139	121,382			517	26,622			
								3. 職員手当等	△ 200	会計年度任用職員諸手当 △200
								10. 需用費	2,200	消耗品費 400 燃料費 400

										修繕料 1,400
								12. 委託料	24,000	町道除雪委託料 24,000
								13. 使用料及び賃借料	1,300	自動車・機械等借上料 1,300
								14. 工事請負費	△ 84	単独事業 △84 町道区画線補修工事
								17. 備品購入費	△ 77	車両購入費 △77 融雪剤散布機購入費
項 2. 河川費	50,022	△ 1,638	48,384		△ 2,000		362			
目 1. 河川費	50,022	△ 1,638	48,384		△ 2,000		362			
								11. 役務費	△ 1,622	廃棄物処分料 △1,622
								13. 使用料及び賃借料	△ 16	自動車・機械等借上料 △16
項 4. 住宅費	48,662	△ 621	48,041	△ 289			△ 332			
目 1. 住宅管理費	37,510	△ 121	37,389	△ 61			△ 60			
								10. 需用費	△ 121	修繕料 △121
目 2. 住宅建設費	11,152	△ 500	10,652	△ 228			△ 272			
								12. 委託料	△ 302	調査・設計・監理委託料 △302
								14. 工事請負費	△ 198	補助事業 △198

（単位：千円）

款　項　目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国道支出金	地方債	その他	一般財源	節 区　分	金　額	説　明
										白樺団地4号棟・新生団地2号棟公営住宅解体工事
款 8. 消防費	286,247	△ 644	285,603		△ 300		△ 344			
項 1. 消防費	286,247	△ 644	285,603		△ 300		△ 344			
目 2. 非常備消防費	95,890	△ 644	95,246		△ 300		△ 344			
								1. 報酬	△ 200	消防団員報酬 △200
								8. 旅費	△ 41	費用弁償 △41
								17. 備品購入費	△ 381	車両購入費 △381 水槽付消防ポンプ車購入費
								18. 負担金補助及び交付金	△ 22	北海道消防大会参加費負担金 △14 上級幹部研修会負担金 △3 北ブロック団長署長会議負担金 △5
款 9. 教育費	641,201	△ 27,769	613,432	△ 5,148	12,600	△ 12,228	△ 22,993			
項 1. 教育総務費	290,649	△ 19,201	271,448	△ 761	13,000	△ 11,262	△ 20,178			
目 2. 事務局費	3,562	△ 239	3,323				△ 239			
								13. 使用料及び賃借料	△ 134	複写機借上料 △134
								18. 負担金補助及び交付金	△ 105	西部十勝教育委員会連絡協議会負担金 △105

目 3. 教育振興費	160,492	△ 17,945	142,547	△ 761	13,000	△ 11,262	△ 18,922			
								7. 報償費	△ 50	その他報償費 △50
								8. 旅費	△ 248	費用弁償 △194 普通旅費 △54
								11. 役務費	△ 116	口座振替手数料 △16 その他役務費 △100
								12. 委託料	△ 2,054	臨時舎監委託料 △301 その他委託料 △1,308 教職員健康診断委託料 △445
								17. 備品購入費	50	家具・什器購入費 50
								18. 負担金補助及び交付金	△ 7,829	小中学校振興協議会補助金 △600 鹿追高等学校通学費外助成金 △4,997 鹿追高校生海外派遣事業助成金 △1,500 小中高一貫教育事業補助金 △200 鹿追高等学校みらい留学サポート補助金 △532
								20. 貸付金	△ 7,698	修学資金貸付金 △7,698
目 5. 共同調理場費	59,674	△ 1,047	58,627				△ 1,047			

（単位：千円）

款　項　目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国道支出金	地方債	その他	一般財源	節 区分	金額	説明
								1. 報酬	△ 961	会計年度任用職員報酬 △961
								3. 職員手当等	△ 366	会計年度任用職員諸手当 △366
								10. 需用費	280	修繕料 280
目 6. 車両管理費	22,614	30	22,644				30			
								10. 需用費	30	燃料費 30
項 2. 小学校費	164,718	△ 3,324	161,394	△ 4,088	△ 400	△ 1,000	2,164			
目 1. 学校管理費	164,718	△ 3,324	161,394	△ 4,088	△ 400	△ 1,000	2,164			
								10. 需用費	△ 225	消耗品費 △1,285 燃料費 700 修繕料 360
								14. 工事請負費	△ 2,077	補助事業 △2,077 鹿追小学校体育館特定天井外改修工事
								17. 備品購入費	△ 422	家具・什器購入費 △422 各小学校児童用机・椅子購入費
								19. 扶助費	△ 600	就学援助費 △600
項 3. 中学校費	38,789	△ 1,703	37,086	△ 299			△ 1,404			

目 1. 学校管理費	38,789	△ 1,703	37,086	△ 299			△ 1,404			
								3. 職員手当等	△ 100	会計年度任用職員諸手当 △100
								10. 需用費	△ 403	消耗品費 △403
								19. 扶助費	△ 1,200	就学援助費 △1,200
項 4. 社会教育費	92,281	△ 1,257	91,024			35	△ 1,292			
目 1. 社会教育総務費	14,122	△ 590	13,532				△ 590			
								1. 報酬	△ 88	社会教育委員報酬 △88
								7. 報償費	△ 191	講師等謝礼 △138 記念品費 △53
								8. 旅費	△ 105	費用弁償 △105
								10. 需用費	△ 40	消耗品費 △25 食糧費 △15
								18. 負担金補助及び交付金	△ 166	十勝社会教育委員会協議会負担金 △16 文化講演会等補助金 △150
目 2. 社会教育施設費	41,076	1,570	42,646			35	1,535			
								10. 需用費	1,570	燃料費 1,500 修繕料 70

（単位：千円）

款　項　目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国道支出金	地方債	その他	一般財源	節 区　分	金　額	説　明
目 3. 図書館費	13,937	△ 2,210	11,727				△ 2,210			
								1. 報酬	△ 1,820	会計年度任用職員報酬 △1,820
								3. 職員手当等	△ 390	会計年度任用職員諸手当 △390
目 4. 神田日勝記念美術館費	20,750	△ 39	20,711			△ 2	△ 37			
								1. 報酬	△ 43	神田日勝記念美術館運営協議会委員報酬 △43
								7. 報償費	△ 70	講師等謝礼 △20 記念品費 △50
								8. 旅費	△ 6	費用弁償 △6
								10. 需用費	99	修繕料 99
								12. 委託料	△ 19	公共施設ボイラー保守委託料 △19
目 5. 青少年活動推進費	2,396	12	2,408			2	10			
								11. 役務費	12	クリーニング代 12
項 5. 保健体育費	54,764	△ 2,284	52,480			△ 1	△ 2,283			
目 1. 体育振興費	54,764	△ 2,284	52,480			△ 1	△ 2,283			
								1. 報酬	△ 1,890	会計年度任用職員報酬 △1,890
								3. 職員手当等	△ 394	会計年度任用職員諸手当 △394

款10. 公債費	882,420	△ 1,631	880,789			△ 56,448	54,817			
項 1. 公債費	882,420	△ 1,631	880,789			△ 56,448	54,817			
目 1. 元金	868,267	284	868,551			△ 50,542	50,826			
								22. 償還金利子及び割引料	284	長期地方債償還元金 284
目 2. 利子	14,153	△ 1,915	12,238			△ 5,906	3,991			
								22. 償還金利子及び割引料	△ 1,915	長期地方債償還利子 △1,915
款11. 諸支出金	566,595	40,150	606,745			26,745	13,405			
項 1. 基金費	566,595	40,150	606,745			26,745	13,405			
目 1. 基金費	566,595	40,150	606,745			26,745	13,405			
								24. 積立金	40,150	減債基金利子等積立金 14,343
										町づくり基金利子等積立金 350
										交通安全推進基金利子等積立金 △1
										修学基金利子等積立金 5,732
										農業振興基金利子等積立金 △6
										酪農振興基金利子等積立金 △4
										武藤孔二記念奨学基金利子等積立金 △1
										地域福祉基金積立金 1,000

（単位：千円）

款　項　目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説　明
				特定財源			一般財源	区　分	金　額	
				国道支出金	地方債	その他				
										環境保全センター基金利子等積立金 14,646 町営牧場基金積立金 △1 鹿追高等学校支援基金利子等積立金 △15 鹿追町ふるさと寄附金基金利子等積立金 3,485 林業振興基金利子等積立金 622
款13. 予備費	16,000	5,000	21,000				5,000			
項 1. 予備費	16,000	5,000	21,000				5,000			
目 1. 予備費	16,000	5,000	21,000				5,000			
								28. 予備費	5,000	予備費 5,000

議案第　１４　号

令和５年度鹿追町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）

令和５年度鹿追町の国民健康保険特別会計補正予算（第４号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ　１，１９６千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ　７６３，４３５千円と定める。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

令和６年３月５日　提出

鹿追町長　喜井知己

（歳　入）

第１表　歳入歳出予算補正

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 国民健康保険税		218,549	△18,664	199,885
	1. 国民健康保険税	218,549	△18,664	199,885
3. 道支出金		494,282	△8,139	486,143
	1. 道補助金	494,281	△8,139	486,142
5. 繰入金		49,128	27,999	77,127
	1. 他会計繰入金	49,127	8,000	57,127
	2. 基金繰入金	1	19,999	20,000
歳　入　合　計		762,239	1,196	763,435

（歳　出）　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1.総務費		15,079	220	15,299
	1.総務管理費	14,766	220	14,986
6.保健事業費		11,565	1,007	12,572
	2.保健事業費	308	1,007	1,315
9.諸支出金		4,075	△31	4,044
	2.繰出金	3,500	△31	3,469
歳　出　合　計		762,239	1,196	763,435

１．総　括

（歳　入）

歳入歳出補正予算事項別明細書

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計
1.国民健康保険税	218,549	△18,664	199,885
3.道支出金	494,282	△8,139	486,143
5.繰入金	49,128	27,999	77,127
歳　入　合　計	762,239	1,196	763,435

（歳　出）　　（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
1. 総務費	15,079	220	15,299	187		33	
3. 国民健康保険事業費納付金	275,174	0	275,174	△9,295		27,959	△18,664
6. 保健事業費	11,565	1,007	12,572	1,000		7	
9. 諸支出金	4,075	△31	4,044	△31			
歳　出　合　計	762,239	1,196	763,435	△8,139		27,999	△18,664

２．歳　入

（単位：千円）

款　項　目	補正前の額	補　正　額	計	節 区　分	節 金　額	説　　明
款 1.　国民健康保険税	218,549	△ 18,664	199,885			
項 1.　国民健康保険税	218,549	△ 18,664	199,885			
目 1.　一般被保険者国民健康保険税	218,549	△ 18,664	199,885			
				1. 医療給付費分現年課税分	△ 12,882	医療給付費分現年課税分 △12,882
				2. 後期高齢者支援金分現年課税分	△ 4,062	後期高齢者支援金分現年課税分 △4,062
				3. 介護納付金分現年課税分	△ 1,720	介護納付金分現年課税分 △1,720
款 3.　道支出金	494,282	△ 8,139	486,143			
項 1. 道補助金	494,281	△ 8,139	486,142			
目 1.　保険給付費等交付金	494,281	△ 8,139	486,142			
				2. 特別交付金	△ 8,139	特別調整交付金分（市町村分） 154 道繰入金（２号分） △8,293
款 5.　繰入金	49,128	27,999	77,127			
項 1.　他会計繰入金	49,127	8,000	57,127			
目 1.　一般会計繰入金	49,127	8,000	57,127			
				6. その他一般会計繰入金	8,000	その他一般会計繰入金 8,000
項 2.　基金繰入金	1	19,999	20,000			

目 1. 国民健康保険事業基金繰入金	1	19,999	20,000			
				1. 国民健康保険事業基金繰入金	19,999	国民健康保険事業基金繰入金 19,999

３．歳　出

（単位：千円）

款　項　目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国道支出金	地方債	その他	一般財源	節 区　分	金　額	説　明
款 1. 総務費	15,079	220	15,299	187		33				
項 1. 総務管理費	14,766	220	14,986	187		33				
目 1. 一般管理費	11,022	220	11,242	187		33				
								18. 負担金補助及び交付金	220	北海道町村会負担金（電算関係） 220
款 3. 国民健康保険事業費納付金	275,174	0	275,174	△ 9,295		27,959	△ 18,664			
項 1. 医療給付費分	196,250	0	196,250	△ 5,506		18,388	△ 12,882			
目 1. 一般被保険者医療給付費分	196,250	0	196,250	△ 5,506		18,388	△ 12,882			財源内訳補正
項 2. 後期高齢者支援金等分	57,278	0	57,278	△ 2,082		6,144	△ 4,062			
目 1. 一般被保険者後期高齢者支援金等分	57,278	0	57,278	△ 2,082		6,144	△ 4,062			財源内訳補正
項 3. 介護納付金分	21,646	0	21,646	△ 1,707		3,427	△ 1,720			
目 1. 介護納付金分	21,646	0	21,646	△ 1,707		3,427	△ 1,720			財源内訳補正
款 6. 保健事業費	11,565	1,007	12,572	1,000		7				
項 2. 保健事業費	308	1,007	1,315	1,000		7				
目 1. 保健事業費	308	1,007	1,315	1,000		7				
								12. 委託料	1,007	健診（検診）委託料 1,007
款 9. 諸支出金	4,075	△ 31	4,044	△ 31						

項 2. 繰出金	3,500	△ 31	3,469	△ 31						
目 1. 直営診療施設勘定繰出金	3,500	△ 31	3,469	△ 31						
								27. 繰出金	△ 31	直営診療施設勘定繰出金 △31

議案第　１５　号

令和５年度鹿追町国民健康保険病院事業会計補正予算（第４号）

第１条　令和５年度鹿追町の国民健康保険病院事業会計補正予算（第４号）は、次に定めるところによる。

第２条　令和５年度鹿追町国民健康保険病院事業会計予算（以下「予算」という。）第２条中（３）年間患者数　１入院「９，１２５人」を「１２，１５５人」に、２外来「１７，０８０人」を「１５，８６２人」に、（４）一日平均患者数　１入院「２５人」を「３３人」に、２外来「７０人」を「６５人」に、（５）建設改良事業　１有形固定資産購入費「２，１５２千円」を「１，９６９千円」に、２施設整備費「１１，０００千円」を「８，５２５千円」に改める。

第３条　予算第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科　　目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（　計　）
	収	入	
第１款　病院事業収益	６２４，７１２千円	△３，６２３千円	６２１，０８９千円
第１項　医業収益	３４０，８１９千円	６，５０３千円	３４７，３２２千円
第２項　医業外収益	２８３，８９２千円	△１０，１２６千円	２７３，７６６千円
	支	出	
第１款　病院事業費用	６２４，７１２千円	９，４８３千円	６３４，１９５千円
第１項　医業費用	６２１，２４１千円	１０，５１２千円	６３１，７５３千円
第２項　医業外費用	３，４４１千円	△１，０００千円	２，４４１千円
第３項　特別損失	３０千円	△２９千円	１千円

第４条　予算第４条中本文括弧書中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「３３，９５９千円」を「３１，３０１千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科　　目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（　計　）
	支	出	
第1款　資本的支出	３３，９５９ 千円	△２，６５８ 千円	３１，３０１ 千円
第1項　建設改良費	１３，１５２ 千円	△２，６５８ 千円	１０，４９４ 千円

第５条　予算第６条中（１）職員給与費「３９８，６５８千円」を「３９１，１３４千円」に、（２）交際費「２２０千円」を「１２０千円」に改める。

第６条　予算第７条中他会計補助金「２６９，３５２千円」を「２４９，３２１千円」に改める。

第７条　予算第８条中たな卸資産の購入限度額「３６，６５８千円」を「４５，５０８千円」に改める。

令和６年３月５日　提出

鹿追町長　喜井知己

令和５年度鹿追町国民健康保険病院事業会計補正予算説明書

収益的収入及び支出

収　　入

（単位：千円）

款	項	目	予定額	補正額	計	説明		
1 病院事業収益			624,712	△ 3,623	621,089			
	1 医業収益		340,819	6,503	347,322			
		1 入院収益	140,306	24,777	165,083	入院収益	24,777	千円追加
		2 外来収益	172,508	△ 15,755	156,753	外来収益	15,755	千円減額
		3 その他医業収益	28,005	△ 2,519	25,486	公衆衛生活動収益	1,690	千円減額
						医療相談収益	1,566	千円減額
						その他医業収益	737	千円追加
						計	2,519	千円減額
	2 医業外収益		283,892	△ 10,126	273,766			
		3 他会計補助金	269,352	△ 20,031	249,321	病院運営費補助金	20,000	千円減額
						国保直営診療施設特別調整交付金	31	千円減額
		4 患者外給食収益	97	△ 38	59	患者外給食代	38	千円減額
		5 その他医業外収益	9,317	△ 1,205	8,112	その他医業外収益	1,205	千円減額
		6 補助金	0	11,148	11,148	感染症病床確保促進事業補助金外	11,148	千円追加

支　　出　　（単位：千円）

款	項	目	予定額	補正額	計	説明
1 病院事業費用			624,712	9,483	634,195	
	1 医業費用		621,241	10,512	631,753	
		1 給与費	398,658	△ 7,524	391,134	給料 300 千円追加
						手当 3,500 千円減額
						報酬 2,750 千円追加
						法定福利費 6,840 千円減額
						賞与引当金繰入額 179 千円減額
						法定福利費引当金繰入額 55 千円減額
						計 7,524 千円減額
		2 材料費	66,658	8,850	75,508	薬品費 8,850 千円追加
		3 経費	113,212	7,578	120,790	報償費 30 千円減額
						職員被服費 48 千円減額
						消耗品費 700 千円追加
						光熱水費 550 千円追加
						燃料費 900 千円減額
						印刷製本費 5 千円追加
						修繕費 100 千円追加
						保険料 17 千円追加
						賃借料 900 千円追加
						通信運搬費 830 千円減額
						委託料 7,000 千円追加

						諸会費 214 千円追加 交際費 100 千円減額 計 7,578 千円追加
		4 減価償却費	41,956	1,068	43,024	器械備品減価償却費 1,068 千円追加
		5 資産減耗費	2	944	946	たな卸資産減耗費 699 千円追加 固定資産除却費 245 千円追加 計 944 千円追加
		6 研究研修費	755	△ 404	351	図書費 10 千円減額 旅費 394 千円減額 計 404 千円減額
	2 医業外費用		3,441	△ 1,000	2,441	
		3 消費税及び地方消費税	2,514	△ 1,000	1,514	消費税及び地方消費税 1,000 千円減額
	3 特別損失		30	△ 29	1	
		1 特別損失	30	△ 29	1	その他特別損失 29 千円減額

資本的収入及び支出

支　出

（単位：千円）

款	項	目	予定額	補正額	計	説明
1 資本的支出			33,959	△ 2,658	31,301	
	1 建設改良費		13,152	△ 2,658	10,494	
		1 有形固定資産購入費	2,152	△ 183	1,969	器械備品購入費（エアコン購入費外） 183 千円減額
		2 施設整備費	11,000	△ 2,475	8,525	スプリンクラー設置実施設計業務委託料 2,475 千円減額

議案第　１６　号

令和５年度鹿追町簡易水道特別会計補正予算（第４号）

令和５年度鹿追町の簡易水道特別会計補正予算（第４号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ　６，８４３千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ　２２４，５２３千円と定める。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第２条　地方債の変更は、「第２表地方債補正」による。

令和６年３月５日　提　出

鹿追町長　喜　井　知　己

（歳　入）

第１表　歳入歳出予算補正

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1.使用料及び手数料		74,303	△11,754	62,549
	1.使用料	74,251	△11,754	62,497
2.国庫支出金		35,122	△9,127	25,995
	1.国庫補助金	35,122	△9,127	25,995
3.繰入金		92,718	15,454	108,172
	1.他会計繰入金	92,718	15,454	108,172
5.諸収入		5,472	△616	4,856
	1.受託事業収入	5,472	△616	4,856
6.町債		20,300	△800	19,500
	1.町債	20,300	△800	19,500
歳　入　合　計		231,366	△6,843	224,523

（歳　出）　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 事業費		144,099	△8,485	135,614
	1. 水道総務費	30,622	△3,914	26,708
	2. 水道施設費	113,477	△4,571	108,906
3. 予備費		1,000	1,642	2,642
	1. 予備費	1,000	1,642	2,642
歳　出　合　計		231,366	△6,843	224,523

第　2　表

地　方　債　の　補　正

変　更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
簡易水道事業	千円以内 20,300	普通貸借又は証券発行	2.0%以内（ただし金利見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び金融機関等について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率）	政府資金、地方公共団体金融機構資金及び金融機関等の融資条件による。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。	千円以内 19,500	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ

１．総　括

（歳　入）

歳入歳出補正予算事項別明細書

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計
1.使用料及び手数料	74,303	△11,754	62,549
2.国庫支出金	35,122	△9,127	25,995
3.繰入金	92,718	15,454	108,172
5.諸収入	5,472	△616	4,856
6.町債	20,300	△800	19,500
歳　入　合　計	231,366	△6,843	224,523

（歳　出）　　（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
1. 事業費	144,099	△8,485	135,614	△9,127	△800	13,196	△11,754
3. 予備費	1,000	1,642	2,642			1,642	
歳　出　合　計	231,366	△6,843	224,523	△9,127	△800	14,838	△11,754

２．歳　入

（単位：千円）

款　項　目	補正前の額	補　正　額	計	節 区　分	節 金　額	説　　明
款 1. 使用料及び手数料	74,303	△ 11,754	62,549			
項 1. 使用料	74,251	△ 11,754	62,497			
目 1. 水道使用料	74,251	△ 11,754	62,497			
				1. 水道使用料	△ 11,754	水道使用料 △11,754
款 2. 国庫支出金	35,122	△ 9,127	25,995			
項 1. 国庫補助金	35,122	△ 9,127	25,995			
目 1. 簡易水道事業費国庫補助金	35,122	△ 9,127	25,995			
				1. 簡易水道事業費国庫補助金	△ 9,127	簡易水道事業費国庫補助金 △127 特定防衛施設周辺整備調整交付金 △9,000 高台地区1号井戸取水ポンプ更新事業
款 3. 繰入金	92,718	15,454	108,172			
項 1. 他会計繰入金	92,718	15,454	108,172			
目 1. 一般会計繰入金	92,718	15,454	108,172			
				1. 一般会計繰入金	15,454	一般会計繰入金 15,454
款 5. 諸収入	5,472	△ 616	4,856			
項 1. 受託事業収入	5,472	△ 616	4,856			

目 1. 受託事務収入	5,472	△ 616	4,856			
				1. 受託事務収入	△ 616	農業用水事業受託事務収入 △386 下水道事業受託事務収入 △230
款 6. 町債	20,300	△ 800	19,500			
項 1. 町債	20,300	△ 800	19,500			
目 1. 簡易水道事業債	20,300	△ 800	19,500			
				1. 簡易水道事業債	△ 800	簡易水道事業債 △800 東瓜幕地区配水管路新設整備事業(△100) 高台地区下幌内配水池液中ﾊﾞﾌﾞﾙﾚｽ流量比例滅菌装置更新事業(△100) 地方公営企業法適用化事業(△600)

３．歳　出

（単位：千円）

款　項　目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国道支出金	地方債	その他	一般財源	節 区　分	金　額	説　明
款 1. 事業費	144,099	△ 8,485	135,614	△ 9,127	△ 800	13,196	△ 11,754			
項 1. 水道総務費	30,622	△ 3,914	26,708		△ 600	4,686	△ 8,000			
目 1. 一般管理費	30,622	△ 3,914	26,708		△ 600	4,686	△ 8,000			
								10. 需用費	△ 58	印刷製本費 △58
								12. 委託料	△ 638	徴収業務委託料 △78
										地方公営企業法適用化業務委託料 △560
								26. 公課費	△ 3,218	消費税 △3,218
項 2. 水道施設費	113,477	△ 4,571	108,906	△ 9,127	△ 200	8,510	△ 3,754			
目 1. 施設管理費	113,477	△ 4,571	108,906	△ 9,127	△ 200	8,510	△ 3,754			
								10. 需用費	△ 1,200	光熱水費 △1,200
								11. 役務費	△ 731	電話料（固定電話） △240
										水質検査手数料 △160
										車検代行等手数料 △14
										収入印紙代金 △2
										自賠責保険料 △16
										その他点検・清掃・検査等料 △144

										タイヤ組替・脱着料 △2 その他役務費 △153
								12. 委託料	△ 906	調査・設計・監理委託料 △906 市街地区外漏水調査業務委託料外
								13. 使用料及び賃借料	△ 70	自動車・機械等借上料 △70
								14. 工事請負費	△ 1,325	補助事業 △565 本町市街地区水源地新設深井戸工事外 単独事業 △760 検満メーター取替工事外
								17. 備品購入費	△ 242	計測機器購入費 △242 量水器購入費
								21. 補償補填及び賠償金	△ 88	補償金 △88
								26. 公課費	△ 9	自動車重量税 △9
款 3. 予備費	1,000	1,642	2,642			1,642				
項 1. 予備費	1,000	1,642	2,642			1,642				
目 1. 予備費	1,000	1,642	2,642			1,642				
								28. 予備費	1,642	予備費 1,642

議案第　１７　号

令和５年度鹿追町下水道特別会計補正予算（第４号）

令和５年度鹿追町の下水道特別会計補正予算（第４号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ　４１，２１３千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ　　３７７，４９４千円と定める。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第２条　地方債の変更は、「第２表地方債補正」による。

令和６年３月５日　提出

鹿追町長　喜井知己

（歳　入）

第１表　歳入歳出予算補正

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1.使用料及び手数料		63,642	△9,691	53,951
	1.使用料	63,600	△9,691	53,909
2.道支出金		71,001	△16,861	54,140
	1.道補助金	71,001	△16,861	54,140
3.繰入金		183,105	10,389	193,494
	1.他会計繰入金	183,105	10,389	193,494
4.繰越金		4,659	△750	3,909
	1.繰越金	4,659	△750	3,909
6.町債		95,700	△24,300	71,400
	1.町債	95,700	△24,300	71,400
歳　入　合　計		418,707	△41,213	377,494

（歳　出）　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 管理費		97,953	△2,740	95,213
	1. 一般管理費	20,446	△1,616	18,830
	2. 施設管理費	77,507	△1,124	76,383
2. 事業費		200,475	△38,473	162,002
	1. 事業費	200,475	△38,473	162,002
歳　出　合　計		418,707	△41,213	377,494

第　2　表

地　方　債　の　補　正

（変　更）

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農業集落排水施設事業	千円以内 62,100	普通貸借又は証券発行	2.0%以内（ただし金利見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び金融機関等について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率）	政府資金、地方公共団体金融機構資金及び金融機関等の融資条件による。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。	千円以内 50,500	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ
個別排水処理施設整備事業	22,500	同上	同上	同上	10,300	同上	同上	同上
地方公営企業法適用化事業	11,100	同上	同上	同上	10,600	同上	同上	同上

１．総　括

（歳　入）

歳入歳出補正予算事項別明細書

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計
1.使用料及び手数料	63,642	△9,691	53,951
2.道支出金	71,001	△16,861	54,140
3.繰入金	183,105	10,389	193,494
4.繰越金	4,659	△750	3,909
6.町債	95,700	△24,300	71,400
歳　入　合　計	418,707	△41,213	377,494

（歳　出）　　（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
1. 管理費	97,953	△2,740	95,213		△500	6,133	△8,373
2. 事業費	200,475	△38,473	162,002	△13,806	△23,800	1,201	△2,068
3. 公債費	119,279	0	119,279	△3,055		3,055	
歳　出　合　計	418,707	△41,213	377,494	△16,861	△24,300	10,389	△10,441

２．歳　入

（単位：千円）

款　項　目	補正前の額	補　正　額	計	節 区　分	節 金　額	説　　明
款 1. 使用料及び手数料	63,642	△ 9,691	53,951			
項 1. 使用料	63,600	△ 9,691	53,909			
目 1. 下水道使用料	63,600	△ 9,691	53,909			
				1. 下水道使用料	△ 9,691	公共下水道使用料 △168 農業集落排水使用料 △8,455 個別排水処理施設使用料 △1,068
款 2. 道支出金	71,001	△ 16,861	54,140			
項 1. 道補助金	71,001	△ 16,861	54,140			
目 1. 農業集落排水事業費補助金	67,946	△ 13,806	54,140			
				1. 農業集落排水事業費補助金	△ 13,806	農村整備事業補助金 △13,806
目 2. 下水道事業費道補助金	3,055	△ 3,055	0			
				1. 公共下水道事業費補助金	△ 3,055	地域環境保全下水道事業費補助金 △3,055
款 3. 繰入金	183,105	10,389	193,494			
項 1. 他会計繰入金	183,105	10,389	193,494			
目 1. 一般会計繰入金	183,105	10,389	193,494			
				1. 一般会計繰入金	10,389	一般会計繰入金 10,389

款 4. 繰越金	4,659	△ 750	3,909			
項 1. 繰越金	4,659	△ 750	3,909			
目 1. 繰越金	4,659	△ 750	3,909			
				1. 前年度繰越金	△ 750	前年度繰越金 △750
款 6. 町債	95,700	△ 24,300	71,400			
項 1. 町債	95,700	△ 24,300	71,400			
目 1. 下水道事業債	95,700	△ 24,300	71,400			
				1. 農業集落排水施設事業債	△ 11,600	農業集落排水施設事業 △11,600
				2. 個別排水処理施設整備事業債	△ 12,200	個別排水処理施設整備事業 △12,200
				3. 地方公営企業法適用化事業債	△ 500	地方公営企業法適用化事業 △500

３．歳　出

（単位：千円）

款　項　目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国道支出金	地方債	その他	一般財源	節 区　分	金　額	説　明
款 1. 管理費	97,953	△ 2,740	95,213		△ 500	6,133	△ 8,373			
項 1. 一般管理費	20,446	△ 1,616	18,830		△ 500	884	△ 2,000			
目 1. 一般管理費	20,446	△ 1,616	18,830		△ 500	884	△ 2,000			
								12. 委託料	△ 445	地方公営企業法適用化業務委託料 △445
								26. 公課費	△ 1,171	消費税 △1,171
項 2. 施設管理費	77,507	△ 1,124	76,383			5,249	△ 6,373			
目 1. 公共下水道施設管理費	6,961	△ 531	6,430			△ 363	△ 168			
								10. 需用費	△ 340	光熱水費 △340
								11. 役務費	△ 163	電話料（固定電話） △54 インターネット・専用回線料 △10 その他点検・清掃・検査等料 △99
								12. 委託料	△ 28	水質分析委託料 △28
目 2. 農業集落排水施設管理費	70,546	△ 593	69,953			5,612	△ 6,205			
								14. 工事請負費	△ 593	単独事業 △593 公共桝新設工事
款 2. 事業費	200,475	△ 38,473	162,002	△ 13,806	△ 23,800	1,201	△ 2,068			

項 1. 事業費	200,475	△ 38,473	162,002	△ 13,806	△ 23,800	1,201	△ 2,068			
目 1. 農業集落排水事業費	135,977	△ 24,532	111,445	△ 13,806	△ 11,600	2,374	△ 1,500			
								12. 委託料	△ 252	調査・設計・監理委託料 △252 鹿追地区処理施設更新工事施工監理外業務委託料外
								14. 工事請負費	△ 24,280	補助事業 △24,280 鹿追地区処理施設更新工事
目 2. 個別排水処理施設整備事業費	64,498	△ 13,941	50,557		△ 12,200	△ 1,173	△ 568			
								11. 役務費	△ 392	検査手数料 △392
								12. 委託料	△ 289	公共施設管理委託料 △289
								14. 工事請負費	△ 13,260	単独事業 △13,260 個別排水処理施設設置工事
款 3. 公債費	119,279	0	119,279	△ 3,055		3,055				
項 1. 公共下水道事業公債費	34,817	0	34,817	△ 3,055		3,055				
目 1. 元金	33,895	0	33,895	△ 2,974		2,974				財源内訳補正
目 2. 利子	922	0	922	△ 81		81				財源内訳補正

議案第　１８　号

令和５年度鹿追町介護保険特別会計補正予算（第４号）

令和５年度鹿追町の介護保険特別会計補正予算（第４号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ　２５，９８３千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ　　５５２，６１２千円と定める。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

令和６年３月５日　提出

鹿追町長　喜井知己

（歳　入）

第１表　歳入歳出予算補正

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 介護保険料		117,958	△1,088	116,870
	1. 介護保険料	117,958	△1,088	116,870
2. 国庫支出金		108,592	6,804	115,396
	1. 国庫負担金	80,277	763	81,040
	2. 国庫補助金	28,315	6,041	34,356
3. 道支出金		78,425	1,332	79,757
	1. 道負担金	77,000	1,332	78,332
4. 支払基金交付金		133,067	4,121	137,188
	1. 支払基金交付金	133,067	4,121	137,188
6. 繰入金		77,792	2,659	80,451
	1. 一般会計繰入金	77,791	2,659	80,450
7. 繰越金		9,095	12,528	21,623
	1. 繰越金	9,095	12,528	21,623
9. 諸収入		1,698	△373	1,325
	2. 雑入	1,696	△373	1,323
歳　入　合　計		526,629	25,983	552,612

（歳　出）　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		16,756	746	17,502
	1. 総務管理費	8,875	764	9,639
	4. 計画策定費	2,994	△18	2,976
2. 保険給付費		483,877	15,261	499,138
	1. 介護サービス等諸費	429,037	14,196	443,233
	2. 高額介護サービス等費	13,800	132	13,932
	3. 特定入所者介護サービス等費	41,040	933	41,973
3. 地域支援事業費		12,143	△33	12,110
	3. 包括的支援事業・任意事業費	2,458	△33	2,425
4. 基金積立金		1	10,000	10,001
	1. 基金積立金	1	10,000	10,001
6. 諸支出金		12,837	9	12,846
	2. 繰出金	3,691	9	3,700
歳　出　合　計		526,629	25,983	552,612

１．総　括

（歳　入）

歳入歳出補正予算事項別明細書

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計
1.介護保険料	117,958	△1,088	116,870
2.国庫支出金	108,592	6,804	115,396
3.道支出金	78,425	1,332	79,757
4.支払基金交付金	133,067	4,121	137,188
6.繰入金	77,792	2,659	80,451
7.繰越金	9,095	12,528	21,623
9.諸収入	1,698	△373	1,325
歳　入　合　計	526,629	25,983	552,612

（歳　出）　　（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
1. 総務費	16,756	746	17,502	400		346	
2. 保険給付費	483,877	15,261	499,138	7,747		6,337	1,177
3. 地域支援事業費	12,143	△33	12,110	66		97	△196
4. 基金積立金	1	10,000	10,001				10,000
6. 諸支出金	12,837	9	12,846	△77			86
歳　出　合　計	526,629	25,983	552,612	8,136		6,780	11,067

２．歳　入

（単位：千円）

款　項　目	補正前の額	補　正　額	計	節 区　分	節 金　額	説　　明
款 1.　介護保険料	117,958	△ 1,088	116,870			
項 1.　介護保険料	117,958	△ 1,088	116,870			
目 1.　第１号被保険者保険料	117,958	△ 1,088	116,870			
				1. 現年度分	△ 1,157	現年度分 △1,157
				2. 滞納繰越分	69	滞納繰越分 69
款 2.　国庫支出金	108,592	6,804	115,396			
項 1.　国庫負担金	80,277	763	81,040			
目 1.　介護給付費負担金	80,277	763	81,040			
				1. 現年度分	763	法定負担金 763
項 2.　国庫補助金	28,315	6,041	34,356			
目 1.　調整交付金	24,072	5,652	29,724			
				1. 現年度分調整交付金	5,652	財政調整交付金 5,652
目 3.　地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援以外）	667	△ 1	666			
				1. 現年度分	△ 1	法定負担金 △1
目 4.　保険者機能強化推進交付金	600	67	667			
				1. 保険者機能強化推進交付金	67	保険者機能強化推進交付金 67

目 5. 介護保険保険者努力支援交付金	800	△ 77	723			
				1. 介護保険保険者努力支援交付金	△ 77	介護保険保険者努力支援交付金 △77
目 6. 介護保険事業費補助金	0	400	400			本目新設
				1. 介護保険事業費補助金	400	介護保険事業費補助金 400
款 3. 道支出金	78,425	1,332	79,757			
項 1. 道負担金	77,000	1,332	78,332			
目 1. 介護給付費負担金	77,000	1,332	78,332			
				1. 現年度分	1,332	法定負担金 1,332
款 4. 支払基金交付金	133,067	4,121	137,188			
項 1. 支払基金交付金	133,067	4,121	137,188			
目 1. 介護給付費交付金	130,648	4,121	134,769			
				1. 現年度分	4,121	法定負担金 4,121
款 6. 繰入金	77,792	2,659	80,451			
項 1. 一般会計繰入金	77,791	2,659	80,450			
目 1. 介護給付費繰入金	53,220	1,905	55,125			
				1. 現年度分	1,905	法定繰入金 1,905
目 3. 地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援以外）	333	97	430			

（単位：千円）

款　項　目	補正前の額	補　正　額	計	節 区　分	節 金　額	説　　明
				1. 現年度分	97	法定繰入金 97
目 4. その他一般会計繰入金	17,771	346	18,117			
				2. 事務費繰入金	346	一般会計繰入金 346
目 5. 低所得者保険料軽減繰入金	5,375	311	5,686			
				1. 現年度分	307	一般会計繰入金 307
				2. 過年度分	4	一般会計繰入金 4
款 7. 繰越金	9,095	12,528	21,623			
項 1. 繰越金	9,095	12,528	21,623			
目 1. 繰越金	9,095	12,528	21,623			
				1. 前年度繰越金	12,528	前年度繰越金 12,528
款 9. 諸収入	1,698	△ 373	1,325			
項 2. 雑入	1,696	△ 373	1,323			
目 2. 返納金	1	14	15			
				1. 返納金	14	返納金 14
目 3. 雑入	1,694	△ 387	1,307			
				1. 雑入	△ 387	地域支援事業使用料外 △387

３．歳　出

（単位：千円）

款　項　目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国道支出金	地方債	その他	一般財源	節 区分	金額	説明
款 1. 総務費	16,756	746	17,502	400		346				
項 1. 総務管理費	8,875	764	9,639	400		364				
目 1. 一般管理費	8,875	764	9,639	400		364				
								8. 旅費	△ 36	普通旅費 △36
								18. 負担金補助及び交付金	800	北海道町村会負担金（電算関係） 800
項 4. 計画策定費	2,994	△ 18	2,976			△ 18				
目 1. 計画策定費	2,994	△ 18	2,976			△ 18				
								8. 旅費	△ 18	普通旅費 △18
款 2. 保険給付費	483,877	15,261	499,138	7,747		6,337	1,177			
項 1. 介護サービス等諸費	429,037	14,196	443,233	7,103		5,916	1,177			
目 1. 居宅介護サービス給付費	77,182	447	77,629	270		177				
								18. 負担金補助及び交付金	447	居宅介護サービス給付費 447
目 2. 居宅介護サービス計画給付費	13,489	559	14,048	339		220				
								18. 負担金補助及び交付金	559	居宅介護サービス計画給付費 559
目 3. 施設介護サービス給付費	281,389	10,350	291,739	4,702		4,399	1,249			
								18. 負担金補助及び交付金	10,350	施設介護サービス給付費 10,350

目 5. 住宅改修費	1,944	305	2,249	185		120				
								18. 負担金補助及び交付金	305	住宅改修給付費 305
目 6. 審査支払手数料	284	11	295	7		4				
								11. 役務費	11	審査支払手数料 11
目 7. 高額介護合算療養費	1,050	△ 400	650	△ 170		△ 158	△ 72			
								18. 負担金補助及び交付金	△ 400	高額介護合算療養費 △400
目 8. 地域密着型サービス給付費	52,440	2,924	55,364	1,770		1,154				
								18. 負担金補助及び交付金	2,924	地域密着型サービス給付費 2,924
項 2. 高額介護サービス等費	13,800	132	13,932	80		52				
目 1. 高額介護サービス等費	13,800	132	13,932	80		52				
								18. 負担金補助及び交付金	132	高額介護サービス費 132
項 3. 特定入所者介護サービス等費	41,040	933	41,973	564		369				
目 1. 特定入所者介護サービス等費	41,040	933	41,973	564		369				
								18. 負担金補助及び交付金	933	特定入所者介護サービス費 933
款 3. 地域支援事業費	12,143	△ 33	12,110	66		97	△ 196			
項 2. 一般介護予防事業費	6,329	0	6,329	67			△ 67			
目 1. 一般介護予防事業費	6,329	0	6,329	67			△ 67			財源内訳補正

（単位：千円）

款　項　目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説　明
				特定財源			一般財源	区　分	金　額	
				国道支出金	地方債	その他				
項 3. 包括的支援事業・任意事業費	2,458	△ 33	2,425	△ 1		97	△ 129			
目 1. 任意事業費	1,866	0	1,866			109	△ 109			財源内訳補正
目 2. 認知症総合支援事業費	592	△ 33	559	△ 1		△ 12	△ 20			
								8. 旅費	△ 33	普通旅費 △33
款 4. 基金積立金	1	10,000	10,001				10,000			
項 1. 基金積立金	1	10,000	10,001				10,000			
目 1. 介護給付費準備基金積立金	1	10,000	10,001				10,000			
								24. 積立金	10,000	介護給付費準備基金利子等積立金 10,000
款 6. 諸支出金	12,837	9	12,846	△ 77			86			
項 2. 繰出金	3,691	9	3,700	△ 77			86			
目 1. 他会計繰出金	3,691	9	3,700	△ 77			86			
								27. 繰出金	9	重層的支援体制整備事業繰出金 9

議案第　１９　号

令和５年度鹿追町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）

令和５年度鹿追町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ　１，６２２千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ　１００，１００千円と定める。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

令和６年３月５日　提出

鹿追町長　喜井知己

（歳　入）

第１表　歳入歳出予算補正

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1.後期高齢者医療保険料		78,872	△1,683	77,189
	1.後期高齢者医療保険料	78,872	△1,683	77,189
3.繰越金		10	61	71
	1.繰越金	10	61	71
歳　入　合　計		101,722	△1,622	100,100

（歳　出）　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
2.後期高齢者医療広域連合納付金		100,709	△1,622	99,087
	1.後期高齢者医療広域連合納付金	100,709	△1,622	99,087
歳　出　合　計		101,722	△1,622	100,100

１．総　括

（歳　入）

歳入歳出補正予算事項別明細書

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計
1.後期高齢者医療保険料	78,872	△1,683	77,189
3.繰越金	10	61	71
歳　入　合　計	101,722	△1,622	100,100

（歳　出）　　（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
2.後期高齢者医療広域連合納付金	100,709	△1,622	99,087				△1,622
歳　出　合　計	101,722	△1,622	100,100				△1,622

２．歳　入

（単位：千円）

款　項　目	補正前の額	補　正　額	計	節 区　分	節 金　額	説　　明
款 1.　後期高齢者医療保険料	78,872	△ 1,683	77,189			
項 1.　後期高齢者医療保険料	78,872	△ 1,683	77,189			
目 1.　特別徴収保険料	48,066	△ 2,924	45,142			
				1. 現年度分	△ 2,924	特別徴収保険料 △2,924
目 2.　普通徴収保険料	30,806	1,241	32,047			
				1. 現年度分	1,241	普通徴収保険料 1,241
款 3.　繰越金	10	61	71			
項 1. 繰越金	10	61	71			
目 1.　繰越金	10	61	71			
				1. 前年度繰越金	61	前年度繰越金 61

３．歳　出

（単位：千円）

款　項　目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説　明
				特定財源			一般財源	区　分	金　額	
				国道支出金	地方債	その他				
款 2. 後期高齢者医療広域連合納付金	100,709	△ 1,622	99,087				△ 1,622			
項 1. 後期高齢者医療広域連合納付金	100,709	△ 1,622	99,087				△ 1,622			
目 1. 後期高齢者医療広域連合納付金	100,709	△ 1,622	99,087				△ 1,622			
								18. 負担金補助及び交付金	△ 1,622	後期高齢者医療広域連合納付金　△1,622

議案第　２７　号

公の施設の指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法第２４４条の２第６項の規定により議会の議決を求める

令和６年３月５日提出

鹿追町長　喜　井　知　己

記

１　公の施設の名称及び位置
　名　称　鹿追町営牧場
　所在地　鹿追町上幌内３０番地４ほか

２　指定管理者となる団体の名称等
　名　称　鹿追町農業協同組合
　所在地　鹿追町新町４丁目５１番地
　代表者　代表理事組合長　木　幡　浩　喜

３　指定期間
　令和６年４月１日から令和９年３月３１日まで

議案第　２８　号

第７期鹿追町総合計画「基本構想」の見直しについて

第７期鹿追町総合計画「基本構想」を見直したいので、鹿追町議会基本条例（平成２２年条例第１１号）第９条第２項第１号の規定により、議会の議決を求める。

令和６年３月５日提出

鹿追町長　喜　井　知　己

記

第７期鹿追町総合計画（令和２年度～令和９年度）
後期４ケ年見直し版　　別冊

議案第　２９　号

鹿追町道路線の廃止について

次のとおり鹿追町道路線を廃止したいので、道路法第１０条第３項の規定により、議会の議決を求める。

令和６年３月５日提出

鹿追町長　喜　井　知　己

記

整理番号	路　線　名	起　　点 終　　点	重要な経過通路
３１１９	下鹿追美蔓線	鹿追南１線８番地３４地先 美蔓西１９線２３番地２２地先	鹿追地内～ 美蔓地内

議案第　３０　号

鹿追町道路線の認定について

次のとおり鹿追町道路線を認定したいので、道路法第８条第２項の規定により、議会の議決を求める。

令和６年３月５日提出

鹿追町長　喜　井　知　己

記

整理番号	路　線　名	起　　点 終　　点	重要な経過通路
３１１９	下鹿追美蔓線	鹿追南１線８番地１１地先 鹿追南１線８番地２７地先	鹿追地内

議案第　３１　号

鹿追町道路線の認定について

次のとおり鹿追町道路線を認定したいので、道路法第８条第２項の規定により、議会の議決を求める。

令和６年３月５日提出

鹿追町長　喜　井　知　己

記

整理番号	路　線　名	起　　点 終　　点	重要な経過通路
３１２８	下鹿追美蔓南線	美蔓西１９線２４番地１地先 美蔓西１９線２２番地３５地先	美蔓地内

同意第　１　号

鹿追町固定資産評価審査委員会委員の選任について

次の者を鹿追町固定資産評価審査委員会の委員に選任したいので、地方税法第４２３条第３項の規定によって、議会の同意を求める。

記

住　所　[redacted]
氏　名　上　村　政　浩
[redacted]

令和６年３月５日提出

鹿追町長　喜　井　知　己

提案理由
鹿追町固定資産評価審査委員会委員 上村政浩 氏の任期が、令和６年３月２９日で満了になることによる。